

緊急事態措置の影響を受けた幅広い事業者を支援します

大牟田市事業継続応援支援金

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う、「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」により影響を受け、売上が大きく減少している中小企業者等に対して、事業の継続を支援する支援金を給付します。

支給要件

① 国の月次支援金または県の月次支援金を受給したこと。

※ 緊急事態宣言に伴う「休業・時短営業」要請対象の飲食店等と直接・間接の取引があること、又は「外出自粛等」により直接的な影響を受けたことにより、**2021年5・6・7・8・9・10月の売上が2020年又は2019年の同月比で50%以上(国)、30%以上50%未満(県)減少していること。**

ただし、飲食店に酒類を販売する事業者で、国の月次支援金に合わせて、県の月次支援金を受給した事業者は除きます。

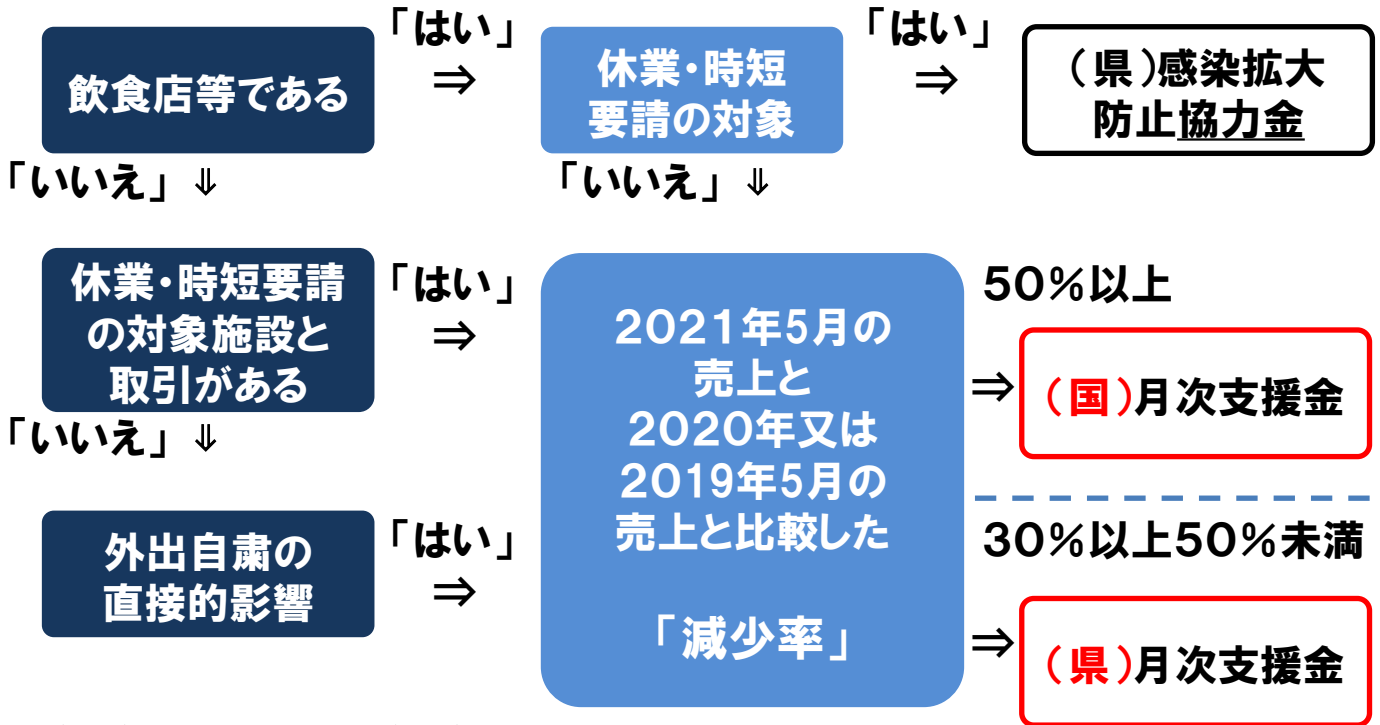
支給額

国・県の月次支援金の**2分の1**以内

	対象となる事業者の例	具体的な事業者の例
休業等による影響	休業・時短要請対象の施設と直接の取引がある事業者	卸・仲卸（生鮮3品、酒類販売業者等） 食品加工・製造業者（食料品加工、飲料加工、酒造業者等） 器具・備品事業者（食器・調理器具・備品・消耗品の販売事業者等） サービス事業者（接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者等）
	休業・時短要請対象の施設と間接の取引がある事業者	流通関連事業者（業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農漁協、貨物運送事業者等） 生産者（農業者、漁業者、器具・備品等製造事業者）
外出自粛による影響	主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者	飲食店・喫茶店（休業・時短要請の対象は除く） 旅客運送事業者（タクシー、バス等） 宿泊事業者（ホテル、旅館等） 小売店（土産物店、雑貨店、アパレルショップ等） 対人サービス事業者（旅行代理店、保険代理店、理美容店、クリーニング店、エステ業、整骨・整体業、レンタカー、運転代行業等） 文化・娯楽サービス事業者（文化施設、公衆浴場、スポーツジム等）
	上記事業者へ商品・サービスを提供する事業者	食品加工製造業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー、バスガイド、イベント出演者、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者 など

※要件を満たす場合、上記以外の事業者でも本支援金の支給対象となる可能性があります。

【支援金対象確認フロー】



※(国)月次支援金と(県)月次支援金の併給はできません。

申請に必要な書類		チェック
①	申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
②	大牟田市事業継続応援支援金に係る取引先情報一覧(様式第2号)	<input type="checkbox"/>
③	国または県の月次支援金給付通知書の写し ※県の月次支援金の給付通知は、電子申請された場合、郵送ではなく登録したメールアドレスへ給付決定通知が送信されます。通知されたメールの内容をコピーして添付してください。	<input type="checkbox"/>
④	通帳など、振込先口座が確認できる書類の写し ・金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、カナ名義が確認できるページの写し ※法人は法人名義、個人事業者は代表者名義の口座 ※ネット銀行の場合、銀行サイト内の「お客様情報照会」等で上記内容を確認できる画面のコピーを提出してください。	<input type="checkbox"/>

※審査において、次ページ「保存をお願いする書類」のほか追加書類の提出をお願いすることがあります。

○飲食店・喫茶店の方は、下記の書類も提出してください。

・県の休業・時短営業要請が出される以前の営業時間が分かるもの。(店舗チラシやホームページ等)

申請方法

郵送申請

または

電子申請

(申請書の送付先) 〒836-8666(住所不要)
大牟田市役所 産業振興課 宛て

(申請期間) **申請はお早めに!**

令和3年6月25日から令和4年1月31日まで



保存をお願いする書類の例

※以下の書類は、申請時に提出いただく必要はありませんが、申請内容の審査等において提出を求めることがあります。求めに応じて速やかに提出できるよう、申請者にて5年間保存をお願いします。

	保存をお願いする書類の例
i 休業・時短要請飲食店と直接・間接取引がある事業者	・飲食店またはその間取引先と反復継続した取引※1を示す帳簿書類及び通帳
ii 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者	・個人顧客と継続した取引※2を示す帳簿書類及び通帳 ・事業を営んでいることを示す書類
iii 上記 ii の事業者へ商品・サービスの提供を行う事業者	・商品等の提供先が ii の事業者であることを示す書類 ・ ii の事業者と反復継続した取引※1を示す帳簿書類及び通帳
iv 販売・提供先を経由して、上記 ii の事業者に商品・サービスの提供を行う事業者	・提供先と反復継続した取引※1を示す帳簿書類及び通帳 ・提供先と ii 事業者と反復継続した取引※1を示す帳簿書類

※1 2019年及び2020年において、複数回の取引を行っていること(契約形態等により、1回の取引が事業の主たる取引となっていれば、それを示す「帳簿書類、通帳」でも可)

※2 毎日複数回の取引を行っていること

(参考) 緊急事態宣言の影響緩和に係る国や県の支援金

国

【月次支援金相談窓口】

☎0120-211-240

受付時間 8:30-19:00

(土日祝日含む全日対応)



福岡県

【月次支援金コールセンター】

☎0120-876-866

受付時間 平日9:00-17:00



Q&A

Q1. 休業や営業時間を短縮した飲食店に支給される県の感染拡大防止協力金との重複して申請はできますか？

A1. 県の感染拡大防止協力金の対象となる飲食店は、本支援金の対象とはなりませんので、申請できません。

Q2. 申請書類はどこにありますか？

A2. 大牟田市のホームページからダウンロードすることができます。また、大牟田市役所3階産業振興課にも設置しています。

Q3. 複数月分をまとめて申請できますか？

A3. 月次支援金への上乗せとなりますので、それぞれでの申請をお願いします。

Q4. 窓口で申請はできないのですか？

A4. 窓口での申請もできますが、混雑等による感染拡大防止の観点から、電子申請または郵送での申請をお願いします。また、制度や具体的な申請に関するお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

Q5. 法人を複数経営しています。それぞれ申請することはできますか？

A5. 事業者単位での交付となりますので、法人ごとに申請が可能です。

Q6. 市内に2店舗を持つ個人事業者ですが、店舗毎に支援金を受けられますか？

A6. 店舗単位ではなく事業者単位での交付となります。

Q7. この制度で受け取った支援金は確定申告する必要がありますか？

A7. 確定申告が必要となる方は、2021年の事業所得として、この支援金を申告する必要があります。確定申告が必要となる方の要件等は、税務署、国税庁へお問い合わせください。

Q8. 支援金はいつ頃振込されますか？

A8. 申請の書類を受領後、書類に不備がなければ概ね10日後の振込を予定しています。

不正受給は犯罪です

不正受給が判明した場合は、支援金全額を返還請求するとともに、事業者名等を公表することがあります。

問合せ先 大牟田市事業継続応援支援金コールセンター

TEL:0944-41-2525(平日9:00~17:00)
メール:e-corona-shien@city.omuta.fukuoka.jp

